仕 様 書

1 概要

(1) 件名 城乾小学校ほか小中 21 施設及び金倉保育所ほか幼保 15 施設で

使用する再生可能エネルギー100%電気の供給

(2) 需要場所 別紙1「需要場所等一覧」のとおり

※なお、別紙1 (小中分) No. 7の城辰小学校においては、令和8年度中に仮設校舎の建築を予定しており、新設の受変電設備を整備し、既存の受変電設備を撤去する可能性があり、その際に旧一般電気事業者との需給契約になり、年度途中(時期未定)で供給停止になることがあります。

(3) 業種及び用途 別紙1「需要場所等一覧」のとおり

2 仕様

(1) 供給電気方式等

 ア 供給電気方式
 : 交流3相3線式

 イ 供給電圧(標準電圧): 6,000V

 ウ 計量電圧(標準電圧): 6,000V

工 標準周波数 :60Hz

才 受電方式 : 1回線受電方式

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 予定契約電力:別紙2「予定契約電力・予定使用電力一覧」のとおり (ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の 最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)

イ 予定使用電力量:別紙2「予定契約電力・予定使用電力一覧」のとおり

(3) 供給電気の要件等

供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は 100% とすること。 なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入 した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石 証書(再エネ指定)

イ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってF I T非化石証書又は非F I T非化石証書(再エネ指定)、グリーンエネルギー証書(電力)、再生可能エネルギー電気由来の J ークレジット

(4) 使用期間

令和8年4月1日0:00から令和9年3月31日24:00まで

(5) 電力量等の計量

ア 自動検針装置 : 有

イ 計量器の構成 : 電力需給用複合計器

(6) 需給地点

別紙1「需要場所等一覧」のとおり

※なお、別紙1 (小中分) No. 7の城辰小学校においては、令和8年度中に仮設校舎の建築を予定しており、新設の受変電設備を整備し、既存の受変電設備を撤去する可能性があり、その際に旧一般電気事業者との需給契約になり、年度途中(時期未定)で供給停止になることがあります。

(7) 電気工作物の財産分界点

別紙1「需要場所等一覧」のとおり

※なお、別紙1 (小中分) No. 7の城辰小学校においては、令和8年度中に仮設校舎の建築を予定しており、新設の受変電設備を整備し、既存の受変電設備を撤去する可能性があり、その際に旧一般電気事業者との需給契約になり、年度途中(時期未定)で供給停止になることがあります。

(8) 保安上の責任分界点

別紙1「需要場所等一覧」のとおり

※なお、別紙1 (小中分) No. 7の城辰小学校においては、令和8年度中に仮設校舎の建築を予定しており、新設の受変電設備を整備し、既存の受変電設備を撤去する可能性があり、その際に旧一般電気事業者との需給契約になり、年度途中(時期未定)で供給停止になることがあります。

(9) 料金の算定方法

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

イ 料金は、次の(ア)から(オ)に掲げる料金を合算した額とする。

- (ア) 基本料金 契約電力 (その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値)、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。
 - ・基本料金=契約電力×基本料金単価× (1.85-力率/100) ただし、電気の使用がない場合は、上記算式中、力率を85として算出し、 それより得た基本料金を半額とすること。

- (イ) 電力量料金 使用電力量、電力量料金単価を用いて以下の算式により算出 する。
 - ·電力量料金=使用電力量×電力量料金単価
- (ウ) 燃料費調整額 燃料費調整額は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者が 採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。
 - •燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)
- (エ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 当該地域を管轄する旧一般電気事業 者の定める電気供給条件による。
- (オ) 上記以外で施設単位での設備等による料金設定がある場合はその料金

(10) 支払方法

- ア 料金の請求は、施設毎で行うこと。請求の際には、請求書のほかに、施設毎の 内訳(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金)を添付すること。
- イ 市は、指示した手続に従って提出された支払請求書を確認し、受理したときは、 30日以内に当該金額を支払うものとする。

(11) その他

- ア 力率は、100%を保持する予定である。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特にない。
- ウ 太陽光発電設備を有している。(別紙1「需要場所等一覧」のとおり)
- エ 使用電力量、最大需要電力及び力率の実績は、別紙3「最大需要電力・使用電力量の実績」のとおり。
- オ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他 の供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の定める電気供給条 件によるものとする。
- カ 料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
 - (ア) 契約電力の単位は、1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (イ) 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨 五入する。
 - (ウ) 力率の単位は、1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (エ) 電気料金は、施設毎に算出し、小数点以下を切り捨て、全施設分を合算する。
 - ※入札においては、施設毎の算出は必要なく、丸亀市の示す入札内訳書により算出するものとする。
- キ 使用電力量等の検針後、検針結果(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、

料金)を速やかに各施設へ通知するものとする。

- ク 供給者は、契約年度における電力供給が終了した後、供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、担当部局職員に書面(様式自由)で提出することとする。
- ケ その他この仕様書に定めのない事項については、別途担当部局職員の指示に従うものとする。